

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達 第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 第1項関係 1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場（同条第8項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）を経営する酒類製造者が、同条第1項に規定する免税購入対象者に対し、免税酒類（措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する免税酒類をいう。以下同じ。）で、輸出するため同条第3項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、免税購入対象者が国内において消費するために購入する酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。 (注) (省略) 第2項関係 1 「既に次項本文若しくは第5項本文 <u>の規定の適用により酒税が徴収された場合</u> 」の意義 措置法第87条の6第2項ただし書《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文 <u>（第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用により酒税が徴収された場合</u> 」とは、既に同条第3項本文又は第5項本文（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。 なお、同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。 第5項関係	別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達 第3編 租税特別措置法関係 第87条の6 輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税 第1項関係 1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲 措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場（同条第7項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下同じ。）を経営する酒類製造者が、同条第1項に規定する免税購入対象者に対し、免税酒類（措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場における免税販売手続等》に規定する免税酒類をいう。以下同じ。）で、輸出するため同条第3項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、免税購入対象者が国内において消費するために購入する酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。 (注) (同左) 第2項関係 1 「既に次項本文若しくは第5項本文 <u>の規定の適用があった場合</u> 」の意義 措置法第87条の6第2項ただし書《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「既に次項本文若しくは第5項本文 <u>の規定の適用があった場合</u> 」とは、既に同条第3項本文又は第5項本文の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。 なお、同条第3項ただし書又は第5項ただし書に該当する場合も同様とする。 第5項関係

改正後	改正前
1 免税購入対象者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった場合の酒税の即時徴収 措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項に規定する酒類で免税購入対象者が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入した酒類を、当該免税購入対象者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）<u>に適用され、同条第6項の規定は、</u>当該酒類を当該免税購入対象者から譲り受けた場合及び当該酒類を当該免税購入対象者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該酒類の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。 この場合において、当該酒類を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、税務署長は、当該所持した者から同条第6項後段の規定により酒税を徴収するのであるから留意する。 2 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日 措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》<u>（同条第6項において準用する場合を含む。）</u>の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、同項に規定する譲渡若しくは所持をさせた日又は譲受け若しくは所持をした日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。 第8項関係 1 輸出酒類販売場の許可の取扱い 措置法第87条の6第8項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する輸出酒類販売場の許可をする場合は、その場所が、消費税法第8条第7項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》に規定する輸出物品販売場の許可を受けていなければならないことに留意する。	1 免税購入対象者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった場合の酒税の即時徴収 措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項に規定する酒類で免税購入対象者が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入した酒類を、当該免税購入対象者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該酒類を当該免税購入対象者から譲り受けた場合及び当該酒類を当該免税購入対象者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該酒類の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。 この場合において、<u>当該酒類を譲渡した者（当該酒類を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、</u>当該酒類を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、税務署長は、当該所持した者から同条第5項の規定により酒税を徴収するのであるから留意する。 2 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日 措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、同項に規定する譲渡若しくは所持をさせた日又は譲受け若しくは所持をした日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。 第7項関係 1 輸出酒類販売場の許可の取扱い 措置法第87条の6第7項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する輸出酒類販売場の許可をする場合は、その場所が、消費税法第8条第6項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》に規定する輸出物品販売場の許可を受けていなければならないことに留意する。

改正後	改正前
2 「特に不適当と認められる事情」の意義 措置法第87条の6 <u>第8項</u>第1号《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定される「特に不適当と認められる事情」とは、例えば、酒類製造者が法第31条第1項《担保の提供及び酒類の保存》の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をせず、法第30条の2 第2項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する申告を行っている場合に該当するなど輸出酒類販売場を経営する上で資金的要素に相当な欠陥が認められる場合をいう。 3 （省略） 第9項関係 1 「酒類の製造場に近接する」の意義 措置法第87条の6 <u>第9項</u>《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「酒類の製造場に近接する」とは、酒類の販売場と酒類の製造場の敷地が連続している場合のほか、酒類の販売場と酒類の製造場の間が道路や小川等を隔てている程度の距離に位置するなど、酒類の販売場と酒類の製造場の間の酒類の移動が、酒類の製造場内での酒類の移動と同視できる程度に短時間で容易にできると認められる状態にあることをいう。 2 （省略） 3 一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場と自己の酒類の製造場との間の酒類の移動の取扱い 近接する自己の酒類の製造場から、一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場（措置法第87条の6 <u>第9項</u>《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により一の製造場とみなされた販売場をいう。）への酒類の移入については、製造場内での移動として取り扱うことに留意する。 4 （省略）	2 「特に不適当と認められる事情」の意義 措置法第87条の6 <u>第7項</u>第1号《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定される「特に不適当と認められる事情」とは、例えば、酒類製造者が法第31条第1項《担保の提供及び酒類の保存》の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をせず、法第30条の2 第2項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する申告を行っている場合に該当するなど輸出酒類販売場を経営する上で資金的要素に相当な欠陥が認められる場合をいう。 3 （同左） 第8項関係 1 「酒類の製造場に近接する」の意義 措置法第87条の6 <u>第8項</u>《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「酒類の製造場に近接する」とは、酒類の販売場と酒類の製造場の敷地が連続している場合のほか、酒類の販売場と酒類の製造場の間が道路や小川等を隔てている程度の距離に位置するなど、酒類の販売場と酒類の製造場の間の酒類の移動が、酒類の製造場内での酒類の移動と同視できる程度に短時間で容易にできると認められる状態にあることをいう。 2 （同左） 3 一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場と自己の酒類の製造場との間の酒類の移動の取扱い 近接する自己の酒類の製造場から、一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場（措置法第87条の6 <u>第8項</u>《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により一の製造場とみなされた販売場をいう。）への酒類の移入については、製造場内での移動として取り扱うことに留意する。 4 （同左）

改正後	改正前
<u>第11項関係</u> 1 「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」の意義 措置法第87条の6 <u>第11項</u>《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、免税購入対象者に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出酒類販売場としての物的、人的及び資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。	<u>第10項関係</u> 1 「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」の意義 措置法第87条の6 <u>第10項</u>《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合」とは、免税購入対象者に対する販売場としての施設等が十分なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱となった場合等、輸出酒類販売場としての物的、人的及び資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。